

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 栃木県那須塩原市井口198番地1

氏 名 株式会社真田ジャパン
代表取締役 五月女太造

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀 雅 雄



許可の年月日
許可の有効年月日

令和4年3月25日
令和9年1月9日

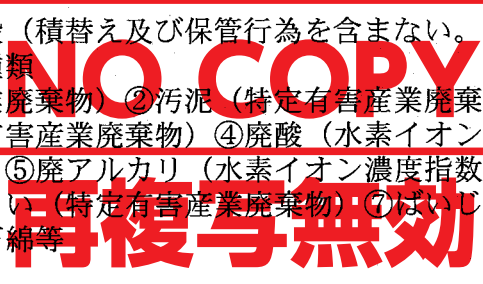
1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①燃え殻（特定有害産業廃棄物）②汚泥（特定有害産業廃棄物）③廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）④廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）⑤廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物）⑥鉍さい（特定有害産業廃棄物）⑦ばいじん（特定有害産業廃棄物）⑧感染性産業廃棄物⑨廃石綿等
以上9種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり



2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成24年1月10日
変更届出年月日 平成28年12月20日（ばいじんのアルキル水銀化合物の廃止）
更新許可年月日 平成29年3月9日（有効期間 平成29年1月10日～令和4年1月9日）
変更届出年月日 令和元年10月4日（代表者の変更）
更新許可年月日 令和4年3月25日（有効期間 令和4年1月10日～令和9年1月9日）

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目
 特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質名	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○	■	■	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	■	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	■	○	○	○
有機燐化合物	■	■	■	■	○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	■	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	■	○	○	○
シアン化合物	■	■	■	■	○	○	○
PCB	■	■	■	■	-	-	-
トリクロロエチレン	■	■	■	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	■	■	■	○	○	○	○
ジクロロメタン	■	■	■	○	○	○	○
四塩化炭素	■	■	■	○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	■	■	■	○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	■	■	■	○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	■	■	■	○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	■	■	■	○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	■	■	■	○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン	■	■	■	○	○	○	○
チウラム	■	■	■	■	○	○	○
シマジン	■	■	■	■	○	○	○
チオベンカルブ	■	■	■	■	○	○	○
ベンゼン	■	■	■	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	■	○	○	○
1, 4-ジオキサン	■	-	■	-	-	-	-
ダイオキシン類	■	○	○	■	○	-	-

NO COPY
 再複写無効